

南相馬市監査委員公表第7号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成28年度定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成28年8月25日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 志 賀 稔 宗

記

- 1 監査の種類 定期監査（7月実施分）
- 2 監査の対象 幼児教育課、教育総務課
- 3 監査の範囲 平成27年4月から平成28年3月に実施した事務事業
- 4 監査の方法 （1）帳票簿冊等の審査
（2）監査資料に基づく説明の聴取
- 5 監査の期間 平成28年7月15日、7月19日
- 6 監査の結果 全般的に法令、予算等に基づき執行され、概ね適正なものであったが、次のとおり一部に指摘事項が認められた。
なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。

《指摘事項》

収納した現金の金融機関への払込遅延について

収納した現金は、財務規則第35条の規定に基づき速やかに金融機関へ払い込まなければならないものとされているが、平成27年度分の学校施設使用料については、常習的に払込が遅れ、最大で1か月近くを要しているものも見受けられた。

法令を順守し、速やかな払込みをするよう徹底されたい。

(教育総務課)